5　次に掲げる区域の直上空域で高度5,200m以下のもの

イ　N34°55′42″E134°58′58″の地点、N34°44′09″E133°59′37″の地点、N34°41′57″E133°52′27″の地点、N34°32′51″E133°50′40″の地点、N34°36′25″E134°02′12″の地点、N34°48′07″E135°02′20″の地点及びN34°55′42″E134°58′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域のうちN34°41′57″E133°52′27″の地点とN34°32′51″E133°50′40″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

6　次に掲げる区域の直上空域で高度5,500m以下のもの

イ　N34°48′07″E135°02′20″の地点、N34°36′25″E134°02′12″の地点、N34°32′51″E133°50′40″の地点、N33°37′14″E134°14′22″の地点、N33°37′02″E134°19′00″の地点、N34°11′36″E134°19′00″の地点、N34°13′00″E134°19′32″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点及びN34°48′07″E135°02′20″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（徳島ＶＯＲＴＡＣ（N34°08′E134°37′）を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN34°13′00″E134°19′32″の地点とN34°11′36″E134°19′00″の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。）

ロ　関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域のうちN34°32′51″E133°50′40″の地点とN33°37′14″E134°14′22″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

7　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え5,500m以下のもの

イ　N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°19′32″の地点、N34°11′36″E134°19′00″の地点、N33°58′01″E134°19′00″の地点、N33°58′27″E134°33′23″の地点及びN34°13′00″E134°28′35″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN34°13′00″E134°19′32″の地点とN34°11′36″E134°19′00″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

8　N33°58′27″E134°33′23″の地点、N33°58′01″E134°19′00″の地点、N33°37′02″E134°19′00″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点及びN33°58′27″E134°33′23″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え5,500m以下のもの

9　次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの

イ　N34°56′49″E135°48′57″の地点、N34°48′07″E135°02′20″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°50′28″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点、N33°46′36″E135°05′00″の地点、N33°35′00″E135°05′00″の地点、N34°14′17″E135°59′56″の地点、N34°29′23″E136°13′40″の地点、N34°55′14″E135°55′24″の地点及びN34°56′49″E135°48′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（南紀ＶＯＲ（N33°40′E135°22′）を中心とする半径25㎞の円内の区域に係るものを除く。）

ロ　N34°48′20″E135°24′13″を中心とする半径81㎞の円内の区域のうちN34°29′23″E136°13′40″の地点とN34°14′17″E135°59′56″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

10　N34°13′00″E134°50′28″の地点、N34°13′00″E134°38′38″の地点、N34°05′27″E134°42′32″の地点、小松島ＮＤＢ（N33°59′E134°39′）、N33°43′23″E135°05′00″の地点、N33°46′36″E135°05′00″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点及びN34°13′00″E134°50′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域（徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径10㎞の円内の区域に係るものを除く。）で高度900mを超え6,100m以下のもの

11　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え6,100m以下のもの

ヘ　N34°13′00″E134°38′38″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N33°58′27″E134°33′23″の地点、小松島ＮＤＢ、N34°05′27″E134°42′32″の地点及びN34°13′00″E134°38′38″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径10㎞の円内の区域のうちN34°13′00″E134°38′38″の地点とN34°05′27″E134°42′32″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

12　小松島ＮＤＢ、N33°58′27″E134°33′23″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点、N33°35′00″E135°05′00″の地点、N33°43′23″E135°05′00″の地点及び小松島ＮＤＢを順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え6,100m以下のもの

13　南紀ＶＯＲを中心とする半径25㎞の円内の区域のうちN34°14′17″E135°59′56″の地点とN33°35′00″E135°05′00″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N33°43′23″E135°05′00″の地点とN33°35′00″E135°05′00″の地点を結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度2,450m以上6,100m以下のもの

表高松進入管制区の項を削る。

表福岡進入管制区の項11中「冨士ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（N34°40′E134°01′）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年五月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十二号

福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月二日　　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福江空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福江空港内及びその周辺　長崎県五島市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第四百七十号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年五月三日

官庁報告

官庁事項

キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第四十四条第二項の規定による裁決申請書の添付書類中省略された部分の補充及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。